

議事要旨(6)リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭、石井専門委員長より、2006年3月中に方向性を示すとしていたが、専門委員会の検討状況により、2006年3月中に方向性を示すことは少し難しい状況である旨、説明があった。小賀坂専門委員より、資料「審議事項(6)-1 リース会計専門委員会の審議状況の要約」、「審議事項(6)-2 リース会計 審議状況及び今後の日程」に基づき、リース会計専門委員会での事務局提案を現状の会計基準、実務指針と同様の形式に当てはめたものの内容等について説明がなされた。

以下の質疑応答等が行われた。

- ・ 委員等より、資料「審議事項(6)-1」の5ページの借手の(b)簡便的な取扱いの第1法の場合の各期の費用配分の方法について、質問があった。小賀坂専門委員より、第1法は、リース料総額から利息相当額を控除しないため、リース資産及びリース債務がリース料総額で計上され、支払利息は計上されないため減価償却を定額法で実施すると、全体として定額的な費用配分となることが説明された。
- ・ 委員等より、2006年3月にリース事業協会からの報告にあった、別記の3つの方法についてはどのような扱いであったか、確認があった。小賀坂専門委員より、専門委員会での検討において、別記考え方A,Bの趣旨を織り交ぜて検討した旨の説明があった。
- ・ 委員等より、資料「審議事項(6)-1」の4ページの借手の簡便的な取扱いの判断基準に数値基準案が提案されているが、どの数値を選ぶかは非常に重要である旨の発言があった。また、判断基準のうち負債部分については、有利利子負債の期末残高が分母のベースとなっているが、有利子負債を分母とすることは、無借金の会社が開示しなければならず、適正ではないのではないかと指摘があった。
- ・ 委員等より、資料「審議事項(6)-1」の5ページの「対案：リース資産が事業内容に照らして重要でない場合の、連結財務諸表について」のA案「判定は各セグメントごとに行う」について、セグメントごとに会計処理を変えることになるのかとの質問があった。小賀坂専門委員より、その場合はセグメントで会計処理を変えることもできることになることが説明された。

以上